

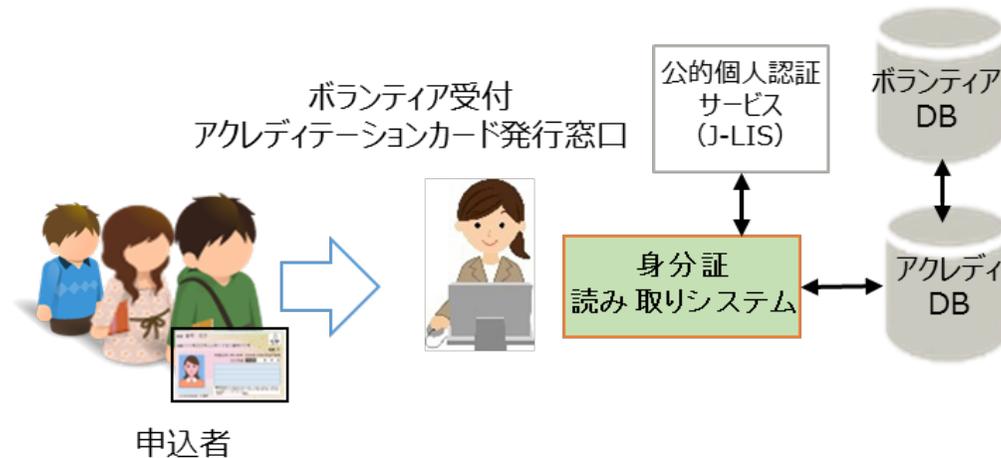
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 におけるマイナンバーカードの活用

総務省 情報流通行政局 情報通信政策課

平成31年2月28日

- 総務省では、大規模イベントにおけるイベント関係者の本人確認について、マイナンバーカード利活用の実現可能性等を検証。
- 平成30年度は、宮崎トライアスロン大会（平成30年11月11日）を実証フィールドとして、本人確認の検証を実施。
- 検証結果を踏まえ、2020年オリ・パラ東京大会本番でボランティアをはじめとする大会関係者のアクレディテーションカード（大会関係者が利用する資格認定証）の発行にも用いることを前提に、平成31年度は本番で用いるシステムとの連動について検証する予定。

【H30年度検証内容】



自動入力で作業負荷と入力ミスが軽減
電子的な検証による真贋確認の精度向上



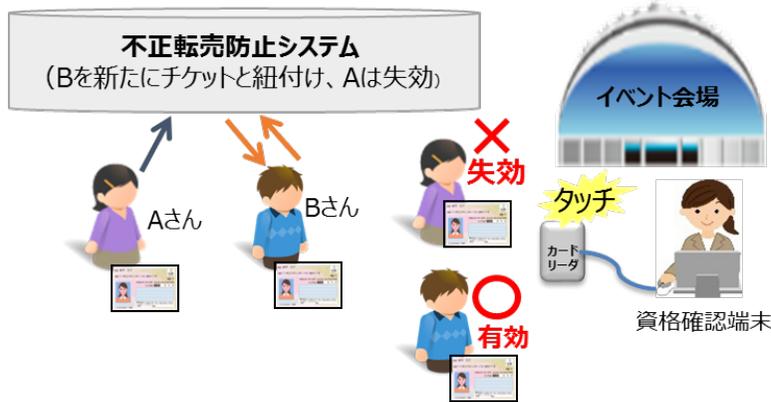
平成30年11月11日
宮崎トライアスロン大会検証風景
・実証ボランティアとして約30名が参加

- 興行チケットの適正な流通に資するため、マイナンバーカードを活用した厳格な本人確認等の環境整備を行うため、平成29年度及び平成30年度は、音楽業界団体※公認のチケットトレードリセール（二次販売）サービス等で、マイナンバーカードを活用した本人確認に係る実証を実施。
- 上記の実証を踏まえ、昨年9月から当該チケットリセールのウェブサイトマイナンバーカードを使った運用を実施中。
- 今後施行予定のチケット不正転売禁止法との連携について関係省庁と調整中。

※(一社)日本音楽制作者連盟、(一社)日本音楽事業者協会、(一社)コンサートプロモーターズ協会。チケットぴあはそれぞれの団体の賛助会員。

【公式チケットトレードリセールサービス
(チケットレ <https://tiketore.com/>)】

【運用イメージ (不正転売防止・チケットレス入場)】



(幕張メッセでの実証風景)

【参考】チケット不正転売禁止法(特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律)

- ・興行主の同意のない有償譲渡を禁止するチケット（特定興行入場券）について、不正転売を行うことを禁止し、違反者に刑事罰も設置
- ・そのほか、興行主が入場時の本人確認措置等を講ずる努力義務等を規定
- ・平成30年12月14日公布、平成31年6月14日施行